

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月25日
管理表No.	0209-97 改訂00

項目	コメント内容
安全機能を有する施設 (第13条)	・添付には一部記載があるが、すべての安全機能を有する施設について、検査又は試験、保守又は修理ができるために、具体的にどのように設計しているのか、アクセス性も含めて説明すること。

(回答)

安全機能を有する施設は、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とし、当該施設は容易にアクセス可能な場所へ設置する。

設工認申請書の記載を以下のとおり修正する。

添付9 5.2 (2) 検査又は試験等

変更前：安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験ができる設計とする。

変更後：安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験ができる設計とし、当該施設は容易にアクセス可能な場所に設置する。

添付9 5.2 (3) 保守又は修理

変更前：安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。

変更後：安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とし、当該施設は容易にアクセス可能な場所へ設置する。

以上